

令和2年度 部活動方針

富岡市立富岡中学校

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の説明と発信

- 年度当初に全職員が方針を確認し、共通理解のもと実施する。
- 学校のホームページへの掲載やPTA総会、学校通信等を利用して保護者や地域に説明し、共通理解を図る。

(2) 指導・運営に係る体制

- 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置するとともに、この方針を生徒や保護者に明確に示す。
- 顧問は、毎月の活動計画を校長に提出するとともに、事後に活動実績を報告する。併せて、各部の活動方針について保護者に説明し、部活動の適切な実施について理解を得るとともに、練習計画や試合日程等を事前に示し、保護者の理解と協力を得られるようする。
- 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的な実施に鑑み、校務分掌や部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意する。
- 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜指導・是正を行う。

(3) 生徒のニーズを踏まえた部の設置

- 校長は、生徒の運動・スポーツ・文化に関するニーズを把握し、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる等、多様なニーズに応じた部活動の設置について検討する。

(4) 地域との連携等

- 校長は、生徒のスポーツ・文化環境等の充実の観点から、地域のスポーツ団体や文化施設等との連携と、保護者の協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという環境整備を進める。
- 校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ、文化の環境等の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした部活等の取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- 校長及び顧問は、部活動の実施に当たって、生徒の心身の健康管理、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 顧問は、運動部においては、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養・休息を適切に取ることが必要であること、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、指導を行う。また、生徒の体力向上や生涯スポーツの観点から、生徒とコミュニケーションを十分に図り、技能や記録の向上等の目標を達成できるよう、競技種目の特性を踏まえた科学的トレーニングを積極的に導入し、短時間で効果が得られる指導を工夫する。なお、文化部についても文化部活動の特性を踏まえつつ、この考えに準じて取り組むこととする。

(2) 体罰等の許されない指導の未然防止

学校教育の一環として行われる部活動では、体罰が禁止されていることは当然である。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や高圧的な行為は許されない。なお、学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、学校や顧問から積極的に説明し、理解を図るようにする。

3 適切な休養日の設定等

(1) 適切な休養日等の設定

生徒の心身のバランスのとれた成長や生徒の健康維持を図るために、また、教員の負担軽減や長時間労働の解消のために、休養日や活動時間等を適切に設定する。

① 週当たりの休養日の設定

- ・週2日以上の休養日を設定する。（基本的に、毎週月曜日と土・日曜日のいずれか1日の計2日間を休養日とする。）※大会参加や練習試合等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を6日以内に確保し、休養日を2日以上とする。

② 長期休業中の休養日の設定

- ・長期休業の意義を考慮して、土・日曜日は休養日とする。※大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を6日以内に確保し、休養日を2日以上とする。

※長期休業中の「閉学等で行事を組まない期間（年末年始、お盆等）」は、部活動は行わない。

但し、中体連や吹奏楽連盟主催の関東大会及び全国大会へ出場するために、やむを得ず練習を行う必要が生じた場合には、顧問は、管理職に3時間程度の練習を願い出て許可を得るものとする。

③ 活動時間

- ・活動は平日では2時間程度、また、休業日（学期中の土・日曜日を含む）では3時間程度で活動を終えることとする。文化部は、運動部に比べ体力的な負荷が少ないため、休業日の活動時間が3時間程度を超えることがあってもやむを得ないものとするが、事前に管理職の許可を得るとともに、勤務の効率化を図り、該当月の時間外勤務の増加を防ぐようとする。

※大会や練習試合等で終日の活動となる場合でも、生徒の健康管理に十分配慮して、休息時間を適切に設定し、無理のないよう活動する。また、生徒の安全面を考慮し、練習中の適切な休息や水分補給（夏場の熱中症予防）などに十分配慮し、ケガ・事故の発生リスクを最小限に減らすこととする。

(2) 朝練習

放課後の時間が十分でない場合や分割練習が必要な場合以外は原則実施しない。ただし、実施する場合は、生徒の自発的であり、保護者の了解の下に計画的に実施し、強制するものではない。

(3) 安全の確保

顧問は、事前に練習場を確認し、安全な練習方法を考え、指導に当たるようにする。また、夏の時期は事前及び練習中にWBGT計測を行い、数値に応じた対応を図ることとする。

4 時間外勤務

活動時間を計画的・効率的に運用し、1ヶ月間の部活動指導を含めた時間外勤務が45時間を超えないように努める。

5 学校単位で大会等への参加

校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。